

00498HLV

941442

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 12
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 酒井 竜児 長島・大野・常松法律事務所
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成16年7月26日
【提出日】	平成16年7月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ソフトバンク・インベストメント株式会社
会社コード	8473
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所 大阪証券取引所
本店所在地	東京都港区西新橋1-10-2 住友生命西新橋ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	コンバージング・アローズ・インク (Converging Arrows, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ネバダ州89501リーノー、 イースト・リパティ・ストリート1、6階、スイート#29
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③【法人の場合】

設立年月日	平成12年11月21日
代表者氏名	スティーブン・クリステンセン
代表者役職	インターナショナル・パートナー・サービス・マネージャー
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 酒井 竜児 長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	117,397.20		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 117,397.20	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 117,397.20		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年6月23日現在)	S	2,324,546.64
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		5.05%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.17%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年5月31日	株券	2,000	処分	
平成16年6月1日	株券	1,100	処分	
平成16年6月2日	株券	964	処分	
平成16年6月3日	株券	1,036	処分	
平成16年6月4日	株券	1,050	処分	
平成16年6月8日	株券	2,000	処分	
平成16年6月9日	株券	2,000	処分	
平成16年6月10日	株券	2,000	処分	
平成16年6月11日	株券	3,000	処分	
平成16年7月2日	株券	3,800	処分	
平成16年7月5日	株券	3,200	処分	
平成16年7月6日	株券	2,700	処分	
平成16年7月12日	株券	3,000	処分	
平成16年7月26日	株券	4,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	平成15年6月2日、イー・トレード株式会社と発行会社の合併により取得 (150,053.4株) 平成15年11月25日、株式分割により取得 (138,064.8株)
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Converging Arrows, Inc., a corporation organized and existing under the laws of the State of Nevada, U.S.A., with its principal office at 1 East Liberty St., 6th Floor Suite #29, Reno, Nevada 89501, U.S.A. (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Ryuji Sakai, attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Jennifer Schuh, this 17th day of September, 2003.

Converging Arrows, Inc.

By: Jennifer Schuh
Name: Jennifer Schuh
Title: Secretary

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国ネバダ州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国ネバダ州89501リーノー、イースト・リバティ・ストリート1、6階、スイート#29に本店を有するコンバージング・アローズ・インク（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である酒井竜児氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2003年9月17日、ジェニファー・シューをして本委任状に適法に署名せしめた。

コンバージング・アローズ・インク

[署 名]

氏名： ジェニファー・シュー
肩書： セクレタリー

上記正訳致しました。

弁護士 酒井 竜児

